

労働者健康安全機構 評価項目一覧

事項	中期目標該当項目		29年度 (参考)	30年度 (自己評価)	項目別 調書No.	重要度	難易度	重点化 項目	重点化理由
		評価項目							
国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	第2・I・1(1)等	統合による相乗効果を最大限に発揮するための研究の推進等	A 統合による効果を最大限に発揮するための研究の推進	A	1-1-1	○	○	○	統合効果を最大限に発揮するための研究の推進を図る取組については、安衛研が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化という、国内では初めてのチャレンジ的な取組であり、また、我が国の勤労者医療政策に資する研究としては、重要な位置づけとなるものである。【重要度：高】【難易度：高】
	第2・I・1(2)等	労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施等	B 労働者の健康・安全に係る重点的な研究の実施	B	1-1-2	○	-	○	労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止を図るため、現場のニーズを的確に把握し、把握したニーズや労働安全衛生行政の課題を踏まえた研究課題・テーマを選定し、研究業務を確実に実施すること、また、これらの研究業務を通じて開発された機器等が作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくことが求められているため。【重要度：高】
	第2・I・1(3)等	労災疾病等に係る研究開発の推進等	B 労災疾病等に係る研究開発の推進	B	1-1-3	○	-	○	労災病院は、労災補償行政の要請に基づき、各種審議会等への医員の派遣や労災認定に係る意見書の作成等、国の労災補償政策上、中核的な役割を果たしており、特に、アスベストについては、アスベスト問題に係る総合対策（平成17年12月アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められているため。【重要度：高】
	第2・I・3	化学物質等の有害性調査の実施	B 化学物質等の有害性調査の実施	B	1-1-4	○	-	○	日本バイオアッセイ研究センターは、発がん性等の有害性が疑われる化学物質について、優良試験所基準に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験など、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を実施しており、特に、長期吸入試験に関しては試験を実施できる国内唯一の施設である。試験の結果、発がん性等の有害性が認められた化学物質が国に報告され、国は当該化学物質に対する規制等適正な対応を図っているが、こうした取組が働く人の健康の確保につながり、労働災害の減少（アウトカム）に結びつくため。【重要度：高】
	第2・I・2	労働災害の原因調査の実施	A 労働災害調査事業	A	1-2	-	-		
	第2・I・5等	研究成果等を踏まえた勤労者医療の中核的医療機関としての役割の推進等	B 労災病院事業	B	1-3	-	-		
	第2・I・6	研究成果等を踏まえた産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供	B 産業保健総合支援センター事業	B	1-4	○	○	○	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすものである。【重要度：高】  過重労働による脳心臓疾患や、仕事による強いストレスによる精神障害の労災認定件数の増加や、がんなどの疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援という新たな課題など産業保健を取り巻く環境とともに、労働安全衛生関係法令の改正など国の制度や政策も大きく変化しており、また、地域の医師会等関係機関と連携し地域の実情に応じて対応していくためには、これまでの実施主体が異なる産業保健三事業を一元化した体制についても、事業に合わせて機能の充実・強化等の見直しを行い、時代に即した対応が求められている。メンタルヘルス対策等の重点分野をはじめとした労働者の健康管理が十分とは言えない地域の小規模事業場の産業保健活動は、地域の医師会等関係機関の協力と、事業者の積極的な取組姿勢により左右されるものであり、実施件数を増加するためにも、より地域との連携を必要とする。新たな課題である疾病を有する労働者に係る治療と就労の両立支援では、社会において正しい知識が共有されていないことに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となる。【難易度：高】
	第2・I・7	研究成果等を踏まえた治療と就労の両立や円滑な職場復帰支援の推進等	S 治療就労両立支援センター事業	S	1-5	○	-	○	がん対策推進基本計画（平成24年6月閣議決定）において、がん患者の就労支援等に取り組むこととなっており、厚労省の検討会等において、労災病院に対して「治療と職業生活の両立を図るモデル医療や、就業形態や職場環境が疾病の発症や治療、予防に及ぼす影響等に関する研究・開発・普及に取り組むこと」等が求められているため。【重要度：高】
	第2・I・8	重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	B 専門センター事業	B	1-6	-	-		
	第2・II・1	未払い賃金の立替払事業の着実な実施	B 未払賃金立替払事業	B	1-7	○	-	○	「未払賃金の立替払」は、この国の労災補償制度の社会復帰促進等事業の主な事業の一つである。この事業は、企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払いすることにより、労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットであり、国内唯一、当該法人が行うことが求められており、また「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策関係会議合同会議（平成21年4月）において、「未払賃金立替払の請求増加への対応」が求められていることや、附帯決議においては、「労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること」とされている。【重要度：高】
第2・II・2	納骨堂の運営業務	B 納骨堂運営事業	B	1-8	○	-	○	納骨堂（高尾みこころも霊堂）は、日本の産業経済の発展に寄与しながら不幸にして労働災害で亡くなられた方々の御霊を奉安する日本唯一の施設であり、労働者災害補償保険法の目的の一つである被災労働者及びその遺族の援護を図るための施設である。毎年挙行されている産業殉職者合和慰霊式には、内閣総理大臣などが慰霊の言葉を捧げる等しており、また、同式典は、「第12次労働災害防止計画」（平成25年2月25日厚生労働大臣策定）の重点施策（3）の「社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」を具体化するものであり、経営トップ等が参列し遺族の前で誓うことは、経営トップが自ら所属組織の意識の高揚を図る上で重要であるため。【重要度：高】	
業務効率化に関する事項	第3	業務運営の効率化に関する事項	B 業務効率化に関する事項	B	2-1	-	-		
財務内容の改善に関する事項	第4	財務内容の改善に関する事項	B 財務内容の改善に関する事項	B	3-1	-	-		
その他業務運営に関する事項	第5	その他業務運営に関する事項	B その他業務運営に関する事項	B	4-1	-	-		
総合評定		-	-	B	-	-	-		

（注）「網掛け」は、有識者会議説明項目